

京都市地域リハビリテーション推進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第127号

京都市地域リハビリテーション推進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地域リハビリテーション推進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

「
別表文書料の項中

特殊な診断書又は証明書

3,600

 を
」

「

特殊な診断書又は証明書	3,600
自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書	3,000

3,600
3,000

 に改め、同表備考2(3)
」

を同備考2(4)とし、同備考2(2)の次に次のように加える。

(3) 自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書

別表備考3中「証明書」の右に「自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書及び」を加え、同備考4を同備考5とし、同備考3の次に次のように加える。

4 「自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき自立支援医療費の支給認定に係る申請をするために用いる診断書をいう。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付を申請した診断書に係る文書料については、なお従前の例による。

(保健福祉局地域リハビリテーション推進センター)